

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、全ての市民が将来にわたって不安を感じることなく子育てできる環境をつくり、未来に生きるこどもが明るく夢や希望を持つことができるまちづくりに取り組むため、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備推進のための「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育の確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

そうした中、未来の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

一方で、本市の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や地域のつながりの更なる希薄化などによりめまぐるしく変化しており、身近な地域で支え合える相手が少なくなるなど、子育てに対する負担感の増加や孤立化が懸念されています。

そのため、妊娠期から出産、子育てに至るライフステージに合わせた切れ目のない包括的な支援が求められています。

2期10年にわたり推進してきた「袖ヶ浦市子育て応援プラン」の取組について、基本的な視点を踏まえ、施策の推進に継続性を持たせるとともに、多様化するニーズに対応する施策に取り組むため、「子育て応援プラン(第3期)」の基本理念については、第2期に引き続き「こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」とします。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組を発展させることによって、こどもの健やかな育ちと、全ての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全に、安心して子育てができるまちを目指します。

第2節 計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て支援事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

(1) 妊娠期・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、コロナ禍の影響による人や地域のつながりの更なる希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に結びつけることにより、家庭や子どもを持ちたいという全ての人々の希望を実現できる社会を目指します。

(2) 「誰一人取り残さない」社会を実現する視点

こどもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、全てのこどもが当事者として持続可能な社会に参画できる社会、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こどもの困難には、障がい、疾病、虐待、貧困、言語など様々な要因が複合的に重なっていることから、社会的支援を必要とするこどもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

(3) 地域全体で支える視点

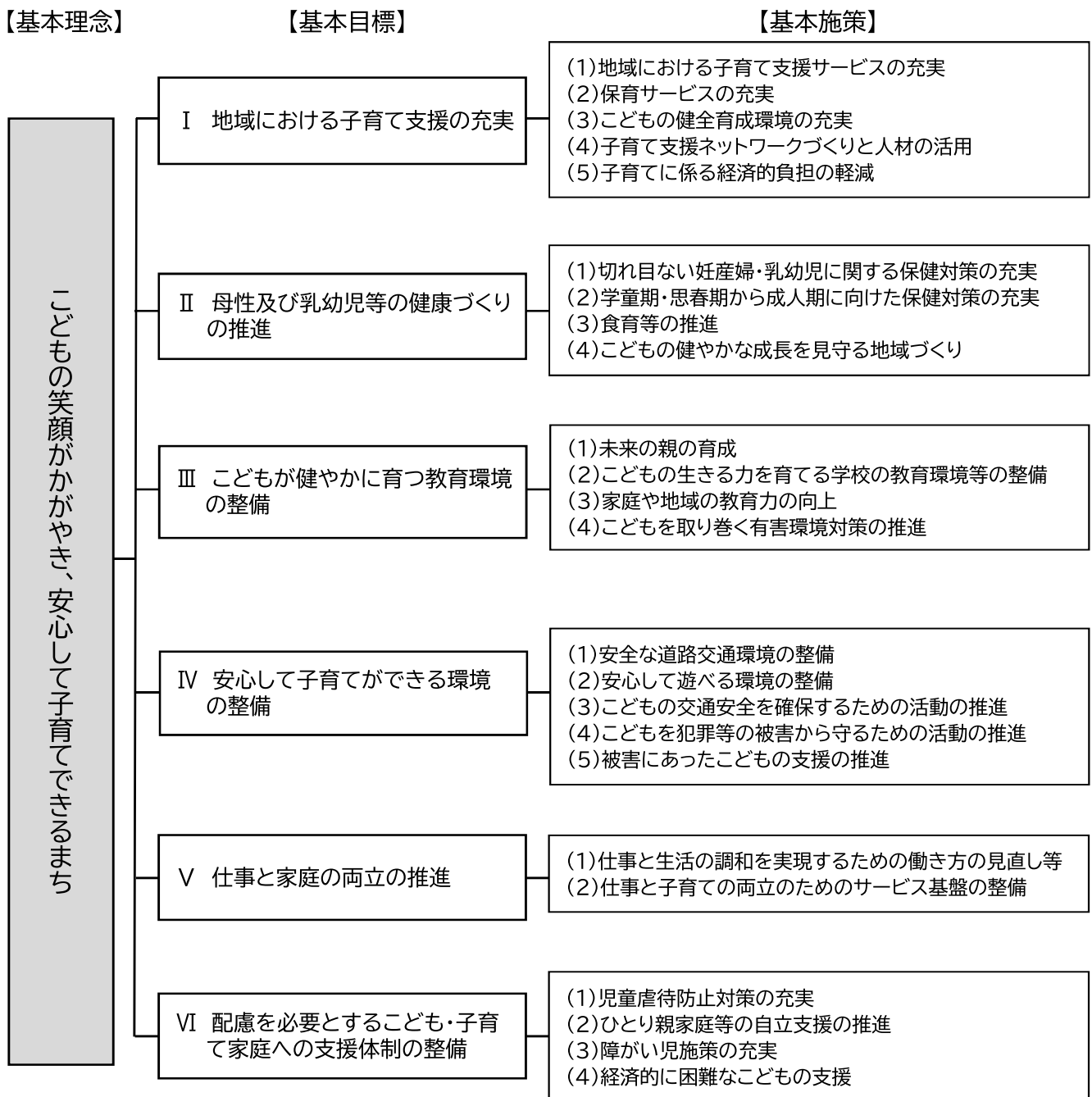
保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援の質と量を充実させるとともに、家庭、保育所(園)等、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができる社会を目指します。

第3節 施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組や市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化(事業の充実)を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系



第4節 指標の設定

本計画を推進するに当たっては、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、年1回のペースで実施する「子育てアンケート」によって市民意識の経年的な測定を行うことを踏まえ、次のとおり基本目標ごとの成果指標(アウトカム)を設定します。

基本目標	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
Ⅰ 地域における子育て支援の充実	保育施設における待機児童数（国基準）	0 人	0 人
	子育てを楽しんでいると感じることの方が多く人の割合	62.2%	65%以上
	子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	90.7%	現状値以上
	保育所や学校等以外で、こども同士の交流や他世代との交流の機会が持っていると感じる割合	56.8%	60%以上
Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	妊娠や出産、出産後の経過を振り返って、こどもを産み育てやすいと感じる割合	61.8%	70%以上
	こどもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.3%	78%以上
Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備	こどもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	51.5%	60%以上
	こどもが自然・社会・文化体験しやすい環境だと感じる割合	64.0%	65%以上
Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備	地域においてこどもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	40.8%	現状値以上
	道路、公園、遊び場、交通機関、公共的建物等が安全で使いやすいと感じる割合	53.4%	56%以上
Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	59.8%	65%以上
	保育施設における待機児童数（国基準）（再掲）	0 人	0 人
Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備	児童虐待の防止など、こどもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	27.4%	34%以上
	障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数	20 か所 (R5 実績)	現状値以上

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域全体で支え、見守ることが重要です。

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、様々な支援を受け、安心して子育てができるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てについて負担や不安、孤立感を感じている子育て家庭が、必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

〔基本施策〕

（１）地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターをはじめとして、気軽に相談ができる体制を強化するとともに、子育て支援アプリを活用するなど、必要な子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組むとともに、国の改正に合わせ「こども誰でも通園制度」への対応を進めます。

（２）保育サービスの充実

こどもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実を図ります。

あわせて、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。

（３）こどもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組めます。

（４）子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・NPOとの連携を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、経済的な負担や不安を抱える多くの子育て家庭に対応するため、妊婦のための支援給付、高校生までのこどもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化の実施等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

◆具体的事業◆ ★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業				
No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育幼稚園課	(1)
I-3	★産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課	(1)
I-4	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(1) (4)
I-5	★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課	(1)
I-6	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-7	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育をします。	保育幼稚園課	(1)
I-9	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(1)
I-10	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(1) (3)
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(1) (3)
I-12	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て! ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1) (4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所(園)巡回相談、利用者支援事業(★)、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立楨の実特別支援学校教諭巡回相談(幼稚園、保育所)、療育や障がい福祉に関する相談支援を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課	(1)
I-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-16	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいをもっているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所(園)における専門的な人材の育成に努めます。	保育幼稚園課	(2)
I-19	入所待ち補助金事業	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童がやむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、その保護者を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)
I-22	★保育所(園)の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域のこども同士とのふれあいと交流の場を提供します。	保育幼稚園課	(3)
I-23	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育幼稚園課	(3)
I-24	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(3)
I-25	放課後子ども教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供するとともに、異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施します。	生涯学習課	(3)
I-26	青少年教育推進事業	青少年育成団体への支援や講座等の実施により、児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-27	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体でこどもを育む活動を推進します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-28	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、連絡協議会の運営、スポーツイベントの実施・クラブマネージャーの育成を行います。	スポーツ振興課	(3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-29	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-30	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの後援等を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-31	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(4)
I-32	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図る体制づくりを推進するため、青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援します。	生涯学習課 各交流センター	(4)
I-33	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)
I-34	妊婦のための支援給付・★妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、保健師等の専門職による面談等による「伴走型相談支援」と、妊娠届出時等に「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	子育て支援課	(5)
I-35	高校生までの子どもの医療費助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課	(5)
I-36	幼児教育・保育の無償化	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育幼稚園課 学校教育課	(5)

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

安心してこどもを産み、育てられるまちづくりを進めるため、母子の健康の確保及び増進に向けた取組を進めることが重要です。

母親が妊娠期を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、保険、医療、福祉、教育等の各分野と連携し、切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援体制を構築します。

また、未来の親となるこどもたちの将来に向けて生命(いのち)の大切さを理解できる機会を設けるとともに、母子の疾病予防や、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進等を図ります。

〔基本施策〕

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠期から出産、子育てまで、各ライフステージに関する情報発信に努めるとともに、相談体制を充実させ、必要な支援へと結びつけます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となるこどもたちの将来に向け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に取り組めます。

(3) 食育等の推進

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活を営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組めます。

(4) こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域全体がこどもの成長を見守り、支える機運を醸成するため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図ります。

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-1	母子保健に関する各種相談・教室	乳幼児期の生活習慣(保健・歯科・栄養)について相談や教室で指導を行うとともに、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子健康手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	子育て支援課	(1)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-4	★産後ケア事業	産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、母親と赤ちゃんを対象に、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-5	歯科疾患予防事業	う蝕予防のためのフッ化物応用、歯科保健指導等口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を実施します。	健康推進課	(1)
Ⅱ-6	幼児健康診査	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科保健の相談を受けています。 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科健康診査	健康推進課	(1)
Ⅱ-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるよう情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課	(2)
Ⅱ-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課	(2)
Ⅱ-10	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課	(3)
I-1 (再掲)	★子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-12 (再掲)	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て！ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1)
I-29 (再掲)	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)

基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備

次代を担うこどもが明るい未来を思い描きながら考え、多様な人々との関わりあいを通じてともに学び、思いやりの心を育むことで自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育環境整備に取り組みます。

また、こどもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する時代においては、一人ひとりが主体的に判断し、行動できる力を育成する環境づくりを推進し、教育力の向上を目指します。

〔基本施策〕

（１）未来の親の育成

こどもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

（２）こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

外国語教育、情報教育、読書教育、多様な体験活動を引き続き推進するとともに、スクールカウンセラー等の配置により思春期に多い悩みごとへの相談対応に取り組みます。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。

（３）家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の役割や責任についてそれぞれが自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を整えることにより、地域の教育力の向上を図ります。

（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

各種メディア等への過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラルに関する指導を推進します。

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-1	家庭教育総合推進事業	各交流センターにおいて家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 各交流センター	(1) (3)
Ⅲ-2	福祉教育	思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課	(1) (3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保し、外国語教育の充実を図ります。	総合教育センター	(2)
Ⅲ-4	情報教育推進事業、 学校ICT教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。 また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(2) (4)
Ⅲ-5	読書教育推進事業、 学校図書館支援センター運営事業	学校司書を各校に配置するとともに、学校図書館について、読書支援センター、学習情報センターとしての機能向上を図り、調べ学習への取組など、読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター	(2)
Ⅲ-6	学校音楽鑑賞教室の 開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課	(2)
Ⅲ-7	中学校体験活動推進 事業	自然の中での困難体験や生活体験を通じて、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい生徒を育成します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-8	小中学校基礎学力向 上支援教員配置事業	個人差の大きい計算の技能など個々に対応した支援を行うため、各校に市から小中学校基礎学力向上支援教員を配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-10	スクールカウンセラ ー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-12	ブックスタート事業	親子の絆を深め、こどもの心の健やかな発達を支援するため、0歳児を対象にブックスタートパックを配付します。	中央図書館	(3)
Ⅲ-13	すきすき絵本タイム 事業	0歳からの乳幼児と保護者を対象に、ボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館	(3)
Ⅲ-14	ねがたオープンキャンパス(ねこまろ)	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習支援、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形交流センター	(3)
I-31 (再掲)	子どもを育む学校・ 家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(3)

基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

次代を担うこどもを含め、全ての市民が安心して暮らすことができるまちづくりが重要です。

地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、こどもやその家族等が安心して遊ぶことができる場所づくりを進めます。

また、地域住民、関係機関等が連携して、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るとともに、被害にあったこどもの支援を推進します。

〔基本施策〕

（１）安全な道路交通環境の整備

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

（２）安心して遊べる環境の整備

こどもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めるとともに、屋内の遊び場、居場所の確保について取り組みます。

（３）こどもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所（園）、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組み、総合的な交通事故防止対策を推進します。

（４）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有したうえで、連携して防犯活動等に取り組みます。また、災害等からこどもを守るために、保育所（園）・幼稚園・学校等において定期的な避難訓練等を実施します。

（５）被害にあったこどもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもについて、学校等の関係機関と連携し、カウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
IV-1	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課	(1) (3)
IV-2	都市公園の整備	都市公園の適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課	(2)
IV-3	多様な居場所の確保【新規】	市内のこどもが安心して過ごせる多様な居場所、遊び場について、既存施設の活用も含め、確保を図ります。	子育て支援課 各交流センター 中央図書館	(2)
IV-4	交通安全教育指導事業	幼児、小中学生に正しい交通ルールとマナーが身に付くよう交通安全教室を実施します。	防災安全課	(3)
IV-5	交通安全啓発事業	警察や交通安全連絡協議会、木更津地区安全運転管理者協議会等関係団体と連携し、交通安全啓発活動を実施します。	防災安全課	(3)
IV-6	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールや防犯パトロールを実施します。	防災安全課	(4)
IV-7	各種パトロール(学校関連)	専門的な見地から学校の安全を支援するとともに、地域安全パトロール、学校安全パトロール等を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(4)
IV-8	不審者情報の提供	不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-9	子ども110番連絡所	緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課	(4)
IV-10	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課	(4)
IV-11	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 防災安全課	(4)
IV-12	自主防災活動	保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-13	被害にあったこどもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあったこどもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課	(5)
I-24 (再掲)	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(2)
Ⅲ-9 (再掲)	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(5)
Ⅲ-10 (再掲)	スクールカウンセラー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(5)

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中で、保護者が仕事をしながら充実した子育てをするためには、育児休業制度等の多様な勤務体制、働き方改革を含めた職場の意識改革等が必要であるとともに、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービス等を選択し、利用できることが重要です。

このため、事業主や地域住民へ向けて広報・啓発に取り組むとともに、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

〔基本施策〕

（１）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

働き方改革や育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や事業主に対してワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。

（２）仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
V-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	市民協働推進課 商工観光課	(1)
V-2	男性の子育て・介護の参画促進	男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民協働推進課	(1)
V-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	「袖ヶ浦市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課	(1)
I-4 (再掲)	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(2)
I-6 (再掲)	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-7 (再掲)	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-8 (再掲)	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-9 (再掲)	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(2)
I-10 (再掲)	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(2)
I-11 (再掲)	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-17 (再掲)	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20 (再掲)	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21 (再掲)	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)

基本目標VI 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備

全てのこどもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有しています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための施策を推進します。

〔基本施策〕

（１）児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターが保育所（園）・幼稚園・学校等と緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援や児童虐待の予防等に包括的に取り組みます。

また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術の提供等により、相談体制の強化を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

（３）障がい児施策の充実

特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供等を行います。

（４）経済的に困難なこどもの支援

貧困を理由とした就学困難な児童生徒に対して学用品費の支給をするほか、こども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭のこども及び保護者を対象とした支援活動を行う団体を支援します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
VI-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員等が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課	(1)
VI-2	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課	(1)
VI-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-5	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の父母等や児童の医療費、調剤費等の全部又は一部を助成します。	子育て支援課	(2)
VI-6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課	(2)
VI-7	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合や配偶者からの暴力により身の安全を脅かされた母子について母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課	(2)
VI-8	発達障害児等療育支援事業	療育に関する相談支援や有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援及び施設(保育所、幼稚園等)への巡回支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-9	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課	(3)
VI-10	通級による指導	軽度の言語障がい及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課	(3)
VI-11	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援が必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課	(3)
VI-12	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課	(3)
VI-13	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課	(3)
VI-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのあるこどもが住み慣れた地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に向けた支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-15	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課	(4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I -16 (再掲)	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいをもっているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(3)
I -33 (再掲)	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)

